



中津市監査委員告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 5 年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 13 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 総務経営課
施設技術課
排水対策課
学校教育課
体育・給食課
2. 監査の対象期間 令和3年度分
3. 監査の実施期間 令和5年4月7日～令和5年6月13日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・千木良孝之
5. 監査の着眼点及び実施方法
財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。
なお、千木良孝之監査委員は令和5年5月15日就任につき、令和5年5月1日までの監査は同日退任した恒賀慎太郎前監査委員が実施した。
6. 監査の結果
財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。
しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和5年6月20日(火)までに文書にて報告されたい。
また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【総務経営課】

(指摘事項)

(1)収入事務について

本来、滞納繰越分の調定は、出納整理期間が存在しないため3月31日までに納入されなかった場合は新年度の4月1日に繰越調定を起票すべきだが、農業集落排水事業において、現年の繰越分と合わせて6月1日に起票していた。

また、令和4年4月・5月に納入された滞納繰越分も本来翌4年度の収入としてあげるべきものを3年度の収入としていた。

今後は細心の注意を払い正確な事務処理を心掛けられたい。

(2)契約事務について

浄水場の自家用電気工作物の保安全管理委託業務について、特命随意契約の見積執行を令和3年4月1日午後3時00分に行っているが、その後の契約締結までの間は機械故障時の緊急対応等がとれない状況となっている。

設備運転管理業務は、債務負担行為を必要としない長期継続契約を行うことができるので、次回契約時は長期継続契約を検討されたい。

また、市庁舎や学校などでは複数の業者による入札や見積もり合わせが行われている例もあり、本業務を特命随意契約とする理由が明確ではない。入札や競争見積もりによる契約が可能かどうか検討を求めらる。

(3)その他

- ① 水道料金等のつり銭として保管されている現金を、職員が出張する際の高速道路代や駐車料金として一時立替使用していた。本来、出張等に要する経費は事前に資金前渡命令書を起票し、出張日までに現金を受け取り後日精算するのが原則である。そもそも立替払いも禁止されている。

今後は、つり銭の目的外使用は厳に慎み、立替払いも行わないよう事務処理を改められたい。

- ② 文書の保管に関し、整理できていない簿冊が見受けられた。

中津市文書取扱規程第3条2「文書取扱いの原則」では「文書は常に整理し、その所在箇所及び処理状況を明らかにして、紛失、盗難、損傷等を防止しなければならない。」、第39条「文書の整理」では「文書分類、事案の内容及び保存期間ごとに整理し、編集するものとする。」と定められている。誰が見てもわかる(いつ担当が変わってもわかるような)保存を心掛けられたい。

【体育・給食課】

(指摘事項)

(1)支出事務について

- ① 管理施設（錬心館）において、通常3～9m³/2か月の水道使用量が、43m³/2か月になっていた月があったが、異常時の迅速な対応ができなかったため原因の特定ができないものが見受けられた。
水道検針票を直接体育・給食課に送付してもらおう等、有事においても速やかな対応ができるよう、適正な施設管理を行われたい。

- ② 中学校部活動推進事業（中学校体育連盟）において、飲料水代を補助対象経費としていた。
中津市補助金ガイドラインでは、飲料水等の食糧費については、自主財源で賄うべき経費とされており、また、令和2年度財政援助団体等監査（中津市スポーツ協会）においても、担当課に対し練習時の飲料水代等への交付廃止の指摘を行っていた。
熱中症対策費として交付する場合においても、緊急時・非常時の予備の飲料水等、社会通念上公金で賄われることがふさわしい経費を、交付要綱に明確に定める等、適正な補助金交付事務を行われたい。

(2)その他（中津市スポーツ協会事務局）

加盟競技団体推進費等において、団体からの交付申請～実績報告・領収証等の提出がなく、請求書の受領のみで補助金を交付しているものや、県民体育大会費等において、領収証等の添付がないため補助対象経費の確認ができないものが見受けられた。
補助金等は、公益上必要と認める場合に限り支出できるとされており（地方自治法第232条の2）、交付申請～実績報告書（領収書及び写真添付）等により事業内容の十分な確認を行い、地方自治法及び交付要綱等に沿った適正な事務処理を行われたい。

【学校教育課】

(指摘事項)

(1)収入事務について

収納した現金は速やかに払込まなければならないとされているが、幼稚園臨時預かり保育料の金融機関への払い込みに時間を要している月が見受けられた。

中津市会計事務規則に基づき適切な公金管理を行うよう求める。

(2)財産管理事務について

- ① 庁舎外施設（各学校及び各幼稚園）の備品台帳が整備されていなかった。

備品の適正な管理のため、速やかな備品台帳の整備を求める。

- ② 基金管理簿が整備されていなかった。また、基金台帳に印漏れが見受けられた。

中津市基金管理事務取扱規則に基づき、速やかな基金台帳及び基金管理簿の整備を求める。

【施設技術課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【排水対策課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。